

6 年間計画

月	指 導 内 容
4	いじめ防止基本方針の共通理解 生徒・保護者等への周知【PTA（総会含む）】 小中情報交換 連休の生活心得指導 生活アンケート調査
5	連休明けの生徒観察・情報交換 教育相談【家庭訪問の場合あり】 生活アンケート調査
6	生徒総会 生活アンケート調査 教育週間（道徳公開授業） 学年PTA
7	学校評価 夏休みの生活心得指導 生活アンケート調査 学校評議員会での情報交換 教育相談
8	平和祈念集会 職員研修会(情報交換等) 校内研修(事例研究) 夏休み明けの生徒観察・情報交換
9	生活アンケート調査
10	3年三者面談 生活アンケート調査
11	3年三者面談 1・2年教育相談 生活アンケート
12	人権週間【講話・集会】 生徒会役員選挙 学校評価 生活アンケート調査 冬休みの生活心得指導
1	冬休み明けの生徒観察・情報交換 生活アンケート調査
2	1・2年PTA 入生説明会（中学校の取組紹介） 学校評議員会での情報交換 生活アンケート調査
3	新入生引継ぎ・情報収集（小中連携）卒業生情報集約（中高連携） 年間取組の検証・評価
※6月：長崎っ子の心を見つめる教育週間 ※7月：ココロねっこ運動強調月間	
※9月：自殺防止週間 ※11月：ココロねっこ運動強調月間（児童虐待防止）	
※12月：人権週間 ※3月：自殺対策強調月間	

7 チェックリスト・相談窓口

1 いじめ対策委員会の設置 ☐ 特別支援部会・生徒指導部会にSC等を加えて組織する。 ☐ 毎週どちらか1回開催する。 2 教職員の指導力向上 ☐ いじめに関する情報を分析し、共有する。 ☐ SNSを通して行われるいじめの防止に向けて携帯・SNS指導者講習会を実施して、情報モラルに関する指導法の充実・改善に努める。 3 実態把握の改善 ☐ 毎月1日のアンケート実施(実態把握の改善) ☐ 教育相談等を含め日頃から実態把握に努める。 4 相談体制の拡充 ☐ SCの早めの有効活用を行う。 ☐ アンケート後の個別相談への組織で確実に対応する。 ☐ 実況を十分に把握し、SSWの活用を行う。 ☐ 保健室等を含め相談方法の生徒・保護者へ広報する。 ☐ 市教委並びに専門機関との連携を図る。	5 生徒が主体となって活動する場面の設定 ☐ 生徒会において、生徒が自発的・自主的にいじめを考え、自ら改善に向けた活動を進められるように指導・支援する。 ☐ 生徒の行動指針の策定（「いじめゼロ宣言」） 6 強調月間・週間の活用 ☐ ココロねっこ運動強調月間・教育週間などの趣旨を理解し、防止に関わる学習も展開する。 7 道徳教育・人権教育の改善充実 ☐ いじめの内容の道徳・人権資料を作成する。 ☐ 自己有用感・自他肯定感を育むために、人を認め、人に認めてもらえる学級づくり努める。 ☐ 日頃から、人の意見が聞ける生徒の育成に努める。 8 保護者・地域への支援 ☐ 相談体制やいじめ防止活動の周知・広報 ☐ 情報モラルの啓発(インターネット講習会の開催) ☐ 「学校だより」「HP」による情報提供
--	--

※ いじめに関する主な相談窓口

中学校	三川中学校	095-845-8202	平日8:15～16:45
市教委	学校教育課	095-829-1195	平日9:00～17:00
教育	教育研究所	095-824-4814	
研究所	教育相談	0120-556-275	
市	市民生活部消費者センター	095-829-11234	火～日10:00～17:00
県警	長崎県警察本部	095-820-0110	平日9:00～17:45
	少年サポートセンター	0120-786-714	
	ヤングテレホン		
	生活安全相談	095-823-9110	
県	子ども・若者総合相談センター ゆめおす	095-824-6325	月火水金土 10:00～18:00
	県教育センター 24時間子供SOSダイヤル 親子ホットライン	0120-078-310	24時間受付

こども・女性・障がい者・支援センター	こども・女性・障がい者支援センター	095-844-5132	平日9:00～17:45
	こころの健康相談	0570-064-556	平日18:00～9:30 休日：24時間受付
	こころの電話	095-847-7867	平日9:00～15:15
	児童相談所	189	24時間受付
法務局	子ども人権110番	0120-007-110	平日8:30～17:15
NPO関係	チャルドライン	0120-997-777	毎日16:00～21:00
	あなたのいばしょ チャット相談窓口	URL https://talkme.jp/ 24時間受付	
社会福祉	いのちの電話	095-842-4343	毎日9:00～22:00

※SNSの掲示板の書き込みや架空請求など携帯電話等におけるトラブルは、

「長崎県警察本部（サイバー犯罪対策室）あるいは市民生活部消費者センター」にご相談ください。